

広島県教育委員会教育長訓令第九号

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表の11中「広島県立黒瀬特別支援学校」を「広島県立黒瀬特別支援学校」に改め、同表の

13中「広島県立黒瀬特別支援学校長」を「広島県立黒瀬特別支援学校長」に改め、同表の

14中「広島県立黒瀬特別支援学校出納員」を「広島県立黒瀬特別支援学校出納員」に改める。  
「広島県立呉南特別支援学校出納員」

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十七年一月一日から施行する。